

第33号議案

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年島根県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 条例等 条例、規則、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規則その他の規程その他次号に規定する県の機関等が定める規程をいう。

第2条第2号中「県の機関」を「県の機関等」に改め、同号アを次のように改める。

ア 知事、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部（警察署を含む。）、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会又はこれらに置かれる機関

第2条第2号に次のように加える。

ウ 県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）

第2条第6号から第9号まで及び第3条から第7条までの規定中「県の機関」を「県の機関等」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。